

振動関係

振動規制法

特定工場等に関する規制

◎ 特定施設

振動規制法第2条第1項の規定による特定施設

(昭和51年10月22日政令第280号 最終改正：平成14年12月26日政令第397号 振動規制法施行令別表第1)

番号	用途	名称	規模
1	金属加工機械	イ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ロ 機械プレス	
		ハ せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。
		ニ 鍛造機	
		ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。
2	圧縮機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
4	織機		原動機を用いるものに限る。
5	コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。
6	木材加工機械	イ ドラムバーカー	
		ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。
7	印刷機械		原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。
9	合成樹脂用射出成形機		
10	鋳型造型機		ジョルト式のものに限る。

◎ 規制基準

振動規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準

(昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示 90 号 最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省告示 65 号)

(昭和 52 年 12 月 26 日長野県告示第 683 号 最終改正：平成 27 年 5 月 25 日長野県告示第 264 号)

区域の区分	規制基準	
	昼間	夜間
	午前 7 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考

- 1 規制基準とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
- 2 第 1 種区域及び第 2 種区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。
- 3 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 4 振動の測定方法は、次のとおりとする。

- (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

- イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- ロ 傾斜及びおおうとつがない水平面を確保できる場所
- ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

- (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が 10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

指示値の差	補正值
3 デシベル	3 デシベル
4 デシベル	2 デシベル
5 デシベル	
6 デシベル	1 デシベル
7 デシベル	
8 デシベル	
9 デシベル	

- 5 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値とする。

◎ 振動規制法第3条第1項の規定による規制地域（上田市）

振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域について同法第4条第1項の規定により定められた区域

（昭和52年12月26日長野県告示第683号 最終改正：平成24年3月30日上田市告示第115号）

区域	地域
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
備考 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。	

図 6-1,6-2 参照

特定建設作業に関する規制

◎ 特定建設作業

振動規制法第2条第3項の規定による特定建設作業

(昭和51年10月22日政令第280号 最終改正：平成14年12月26日政令第397号 振動規制法施行令別表第2)

番号	特定建設作業
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
備考	当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

◎ 規制基準

振動規制法第 15 条第 1 項の規定による規制基準

(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号 最終改正：平成 19 年 4 月 20 日環境省令第 11 号 振動規制法施行規則別表第 1)

規制項目		振動の大きさ	作業禁止時間	1 日における作業時間	作業期間	日曜日その他の休日における作業
区域の区分等						
規制地域	第 1 号区域	75 デシベル	午後 7 時 ～ 翌日午前 7 時	10 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	禁止
	第 2 号区域	75 デシベル	午後 10 時 ～ 翌日午前 6 時	14 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	禁止
適用除外			A B C D E	A B	A B	A B C D E F

備考

- 振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値をいう。
- 表中 A～F は次の場合をいい、当該規制の適用が除外される。
 - 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
 - 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
 - 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
 - 道路法第 34 条（道路の占用許可）、第 35 条（協議）による場合
 - 道路交通法第 77 条第 3 項（道路の使用許可）、第 80 条第 1 項（協議）による場合
 - 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要がある場合
- 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
 - 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所

- 振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が 10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3 デシベル	3 デシベル
4 デシベル	2 デシベル
5 デシベル	
6 デシベル	1 デシベル
7 デシベル	
8 デシベル	
9 デシベル	

- 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
 - 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値とする。

◎ 規制地域

(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号 最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号 振動規制法施行規則別表第 1)
 (昭和 52 年 12 月 26 日長野県告示第 683 号 最終改正：平成 27 年 5 月 25 日長野県告示第 264 号)

区分	地域
第 1 号区域	振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された区域のうち、 (1) 第 1 種区域 (2) 第 2 種区域のうち、 学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内
第 2 号区域	振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、 上記に掲げる区域以外の区域

図 6-1,6-2 参照

道路交通振動に係る許容限度

◎ 道路交通振動の要請限度

振動規制法第 16 条第 1 項の規定に基づく指定区域内における道路交通振動の限度（要請限度）

（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号 最終改正：平成 19 年 4 月 20 日環境省令第 11 号 振動規制法施行規則別表第 2）

（昭和 52 年 12 月 26 日長野県告示第 683 号 最終改正：平成 18 年 10 月 30 日長野県告示第 510 号）

区域の区分	時間の区分		要請限度	
			昼間	夜間
			午前 7 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで
第 1 種区域			65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域			70 デシベル	65 デシベル

備考

- 1 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域について、同法第 4 条第 1 項の規定により都道府県知事が定めた区域をいう。
- 2 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向についておこなうものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 3 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
- 4 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。
- 5 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - ロ 傾斜及びおおうとつがない水平面を確保できる場所
 - ハ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所
 - ニ 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が 10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに、同表の下欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

指示値の差	補正值
3 デシベル	3 デシベル
4 デシベル	2 デシベル
5 デシベル	
6 デシベル	1 デシベル
7 デシベル	
8 デシベル	
9 デシベル	

- 6 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

図 6-1,6-2 参照

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

◎ 風俗営業

(昭和23年7月10日法律第122号 最終改正:平成27年6月24日法律第45号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項)

1	キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
2	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を10ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
3	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5m ² 以下である客席を設けて営むもの
4	まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
5	スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

◎ 風俗営業に係る振動の規制

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第15条の規定による振動の規制

(昭和59年12月24日長野県条例第34号 最終改正:平成18年3月30日長野県条例第33号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第8条第2項)

数値
55 デシベル

測定方法

(昭和60年1月11日国家公安委員会規則第1号 最終改正:平成28年2月26日国家公安委員会規則第3号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第32条第2項)

営業所の境界線の外側で測定可能な直近の床又は地面（緩衝物がなく、表面が水平であり、かつ、堅い床又は地面に限る。）について、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用いて行う日本工業規格 Z8735 に定める振動レベルの測定方法とする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は日本工業規格 C1510 に定める動特性を用いることとし、振動レベルは、5秒間隔及び100個の測定値又はこれに準ずる間隔及び個数の測定値の80パーセントレンジの上端値とする。
--